

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 750

平成26年2月17日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

老後の準備は安全投資などプラン作り 年金空白期間となる老後資金の賄い方

定年退職を数年後に控え、セカンドライフが視野に入ってくる「アラウンド60」世代の平均年齢は約58歳。自動車メーカーA社では60歳誕生日前にセカンドライフプラン講習会を夫婦同伴で行いキャッシュフロー表のモデルを作っている。妻同伴なのは女性の平均寿命が長いこと、共働きが多く収入も比重を占めるからだ。

まず2人の老後の生活費は、どのくらい必要かを見積もる。生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成23年度)では、夫婦で老後生活を送るのに必要な最低日常生活費は、月額22.3万円、ゆとりのある生活を送るための金額は36.6万円。これらを参考にして自分たちの老後の生活費(支出額)を見積もっていく。

支出額を見積もった後は、支出を賄うための収入と貯蓄があるか確認。課題は年金支給開始年齢が段階的に引き上げられ、年金空白期間となる60歳から65歳までの資金をどうするか。

預貯金、退職金を取り崩すのか、起業または副業も含む就労継続か新規挑戦か、投資等で補うか、準備する老後資金が大きく変わる。

しかしA社は、当然ながら資産運用としてリスクのある投資は勧めない。60歳からの老後資金を考えると20年近くの運用期間があり定期預金だけではインフレリスクなどの不安もある。

NISA(少額投資非課税制度)などを話題にはするが長年培った技術や経験を社会還元する社会性へも関心を向けさせるといふ。

税務会計

「小規模宅地の評価減特例」が拡大 新たに登場した登記要件に注意!

マイホームの相続に欠かせない「小規模宅地の評価減特例」が1月以後の相続から大幅拡大される。

この特例は、被相続人が実際に住んでいた自宅の敷地を配偶者や同居の子どもが相続する場合、240平方メートルまでの部分について相続税評価を80%評価減するという制度。ここでいう「同居(居住)」要件については、近年ニーズの多い二世帯住宅に対応しておらず、使い勝手が悪かった。

これまで、二世帯住宅は、内階段や内廊下でつながっているなど二世帯を自由に行き来できる構造でなければ「同居」とはみなされず適用はなかった。この拘り定規な取扱いに批判が集中していたが、2013年度税制改正により、内部で行き来できるか否かにかかわらず二世帯住宅であれば「同居」とみなされ、外階段タイプの完全分離型の二世帯住宅もその敷地全体が評価減特例の対象になることとされた。注意したいのは、改正により新たに「登記要件」が登場したこと。被相続人名義の土地全体が同特例の適用対象となるには、上に建っている一棟の二世帯住宅が区分登記されていないことが条件。例えば、1階に親世帯、2階に長男世帯が住む外階段タイプの二世帯住宅の場合、1階部分と2階部分がそれぞれ区分登記されている場合には特例の適用はないが、共有登記されていれば完全分離型の二世帯住宅でも敷地全体が特例適用になる。現在区分登記されているケースで適用を狙うなら、早めに共有登記を検討する必要がある。

これら二世帯住宅の同居要件の取扱いの拡大は、2014年1月以後の相続からの適用となる。

今週のキーワード

少額投資非課税制度

今年1月に始まった個人投資家向けの少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)で、「毎月コツコツと積み立てをするには『NISAで投信』」が売り。投資の第一歩となる資産基礎をつくるので、株式などを頻りに売買して利益を積み重ねるベテランの短期投資家には不向きとされる。NISAの口座数が、開設見込みを合わせて1か月余りで400万件を超えた。株高を追い風に個人の間で投資意欲が高まっていることが背景。需要を取り込もうと証券、銀行などが用意するNISA向けの投資信託商品も延べ600本以上を数える。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。